

○武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則

令和5年4月6日教育委員会規則第8号

改正

令和6年3月4日（教）規則第1号

武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、武蔵野市教育委員会の所管する計画の策定に関する審議会設置条例（令和5年3月武蔵野市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（組織）

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験のある者
- （2）武蔵野市立小学校又は中学校の校長
- （3）計画ごとに別表に掲げる者
- （4）公募による市民
- （5）市の職員
- （6）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 別表に規定する武蔵野市図書館協議会委員のうち公募による市民である者は、前項第4号の公募による市民とみなす。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともに選任されていないとき又は事故があるとき若しくは欠けているときの会議は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密の保護、正当な利益の保護等のため審議会が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 条例第5条の規定は、前項の規定により出席を求められた者について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは「会議に出席を求められた者」と読み替えるものとする。

(点検及び評価)

第6条 各計画の策定にあたっては、条例第7条の規定により実施する各計画の点検及び評価の結果を反映するものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、各計画を所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和6年3月4日（教）規則第1号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

この規則は、令和7年4月14日から施行する。

別表（第3条関係）

計画名	関係者
武蔵野市学校教育計画	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者
	武蔵野市開かれた学校づくり協議会委員

	武蔵野市青少年問題協議会地区委員会委員長会議を代表する者
武蔵野市学校施設整備 基本計画	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会を代表する者
	武蔵野市開かれた学校づくり協議会委員
	武蔵野市青少年問題協議会地区委員会委員長会議を代表する者
武蔵野市生涯学習計画	武蔵野市社会教育委員（第3条第2号の委員を除く。）
	公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団の職員
武蔵野市スポーツ推進 計画	一般社団法人武蔵野市スポーツ協会を代表する者
	武蔵野市スポーツ推進委員協議会を代表する者
	公益財団法人武蔵野文化生涯学習事業団の職員
	障害者スポーツの振興に取り組む団体の関係者
	武蔵野市内におけるスポーツに関係する団体の関係者
武蔵野市図書館基本計画	武蔵野市図書館協議会委員（第3条第2号の委員を除く。）